## 告 示

## 埼玉県告示第二百三十四号

公告する。 一項の規定に基づき、 ふるさと埼玉 の緑を守り育てる条例 市民管理協定 の認定を (昭 n 五 L 十四年埼玉県条例第十号)第十九条 たので 同条第二項の規定によ り

令和三年三月十二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一認定市民管理協定の名称

小針領家市民緑地市民管理協定

一 認定市民管理協定の目的となる緑地の区域

桶川 市大字小針領家字御 ノ木二二三番、二二四番 二二四番二、 二二六番一、

二二七番、二二八番一、二九一番一、二九一番三

一 認定市民管理協定区域内の緑地の管理の方法

1 打ち、 協定区域内における森林の 枯損 した木竹 の伐採、 倒 整備又は景観の整備をするため 木 の除去、下 - 草刈り、 その 他荒廃 に必要な樹 した緑地を良 木 · の 枝

好な状態に回復させ、維持するために必要な行為

ロ 協定区域内における緑地保全のための研修

ハ 協定区域 内 に お け る自然観察や環境教育、 緑 地  $\mathcal{O}$ 再 生

四 認定市民管理協定の有効期間

令和三年一月一日から令和七年十二月三十一日まで

五 認定市民管理協定の認定年月日

令和三年三月五日